

介護職員初任者研修（通学）学則

（事業の実施者の名称・所在地）

第1条 本研修は、社会福祉法人アテナ会：所在地 愛媛県松山市保免中三丁目 3-23（以下「当法人」という）が実施するものとする。

（事業の目的）

第2条 急速な高齢化の進展に伴い高齢者及び身体障害者等の多様な介護が望まれており、その介護ニーズに対応するため、必要な職業倫理及び実務的知識並びに技能等を修得することにより、厳しい雇用情勢においても早期に就職できる機会を得られることを目的とする。

（養成研修の名称）

第3条 本研修の名称は、介護職員初任者研修とする。

（実施課程及び方法）

第4条 本研修の実施課程は介護職員初任者研修課程であり、高齢者とのコミュニケーション技法・介護技術及び介護保険基礎知識等を修得するため、通学形式での講義及び演習並びに現場での介護実習を行う。

（研修実施場所）

第5条 研修実施場所は、特別養護老人ホームアテナとする。
（所在地：松山市保免中三丁目 3 番 23 号）

（研修日程）

第6条 研修日程は、次のとおりとする。

8月開講コース

開講式	令和 3年	8月	30日
修了式	令和 3年	10月	12日

（受講対象者及び定員）

第7条 受講対象者は、心身共に健康で、現に介護事業に従事している者、若しくは介護事業に従事しようとする者とする。
また、定員は20名とする。

（受講者の本人確認）

第8条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する。
公的証明書は、運転免許証・住民票・住民基本台帳カード・健康保険証・パスポート・年金手帳等による。